

## 災害時における帰宅困難者支援及び緊急避難に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東亜物流株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、以下の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

- （1）江戸川区内で大規模な地震が発生した場合（以下「震災時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること。
- （2）江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、緊急避難施設として利用すること。

### （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）帰宅困難者 震災時において、交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。
- （2）緊急避難施設 水害時において、浸水しない地域及び小中学校等の待避施設へ避難する時間がない場合、又は避難に困難を要する場合に緊急避難する施設をいう。
- （3）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者、観光客などをいう。

### （帰宅困難者支援に関する協力要請）

第3条 甲は、震災時に必要が生じたときは、乙に対して以下の各号に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は別紙のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （緊急避難に関する協力要請）

第4条 甲は、水害時に必要が生じたときは、乙に対して別紙に掲げる施設を緊急避難施設として地域住民等に使用させることについて協力を要請することができる。

2 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 別紙に掲げる緊急避難施設は、江戸川区地域防災計画に定める待避施設に位置づけられるものではない。

(管理運営)

第5条 別紙に掲げる帰宅困難者の一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において乙が行うものとする。

2 別紙に掲げる緊急避難施設の管理運営は、甲の責任において乙が行うものとする。ただし、緊急避難施設周辺が水没するおそれがある場合には、地域住民等に対して緊急避難施設の開放のみ行うものとする。

(施設の使用期間)

第6条 別紙に掲げる帰宅困難者の一時滞在施設を開設した場合の使用期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

2 別紙に掲げる緊急避難施設を開設した場合の使用期間は、水害時において地域住民等が身の危険を感じたときから、その施設周辺の水害が収束するまでとする。

(施設の終了)

第7条 甲は、第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(周知)

第8条 甲及び乙は、本協定の内容を地域住民等に対して周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第9条 本協定において、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設及び緊急避難施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第10条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、別紙に掲げる帰宅困難者の一時滞在施設及び緊急避難施設に避難してきた地域住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区一之江一丁目9番13号  
東亜物流株式会社  
代表取締役 森本 勝也

別紙（第3条、4条関係）

**震災時における帰宅困難者の一時滞在施設一覧**

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
東亜物流 本社ビル	江戸川区一之江一丁目9番13号	8階レストルーム (52㎡)	15人
		3階 保管庫 (200㎡)	50人

**水害時における緊急避難施設一覧**

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
東亜物流 本社ビル	江戸川区一之江一丁目9番13号	8階レストルーム (52㎡)	15人
		3階 保管庫 (200㎡)	50人